年末年始の消費喚起

20%プレミアム 武蔵野商品券 加入促進にも成果

都内区市商連をはじめ全国各地で続々と発行され、消費喚起や商店街加入促進に大きな成果を上げてきた、今年度の国の補正予算によるプレミアム付商品券。10月18日には都内で最後発となる武蔵野市商店会連合会（花俣延博会長）の20%プレミアム付「元気出せ武蔵野商品券」が販売され、約2時間ほどで完売となる人気ぶりとなった。6年前に都内初の大型店兼用券・中小店専用券セット販売を実施した同市商連ならではの先駆性、そして先発地区での実施例に学んでの企画・運営体制づくりには、今後の商店街商品券事業への多くのヒントがありそうだ。

今回は20%プレミアム付商品券として、1冊1万円（500円券×24枚）にて2万5000冊（額面3億円）を発行。12枚をA券（大型店・中小商店兼用券）、12枚をB券（中小商店限定券）とする2種類のセット販売としており、有効期間は10月18日～来年1月17日まで。

販売方法については、今回は「優先販売」「一般販売」の2種類を設定。まず優先販売では、市内在住の75歳以上の高齢者、障害者、妊娠中の方、未就学児童のいる世帯向けに7500冊を確保。希望対象者には専用ハガキもしくはHP経由で応募してもらい、抽選で当選引換えハガキを送付する事前予約制とした。販売日についても、一般販売に先駆けての10月上旬に6日間を設定するなど、購入にかかる負担を軽減している。

続く10月18日の一般販売では、残る1万7500冊を市内9カ所の販売所にて、年齢・居住地を問わず1人2冊まで販売。購入希望者の列が500㍍超となる販売拠点でも出るなど人気を集め、午前10時のスタートから約2時間半で全販売所が完売となった。

とくに今回の商品券の発行時期については、他の区市商連では中元売り出し時期が中心となるなか、より大きな買い物ニーズが見込まれるとして年末年始に絞り込んだ。先発事例も検証して、より効果的な販促策も盛り込もうとのねらいだ。

また、過去最大のプレミアム率だけに、販売時の運営体制にも工夫を凝らした。各販売所では地元商店街関係者も参加して来場者整理にあたったほか、スマホ対応型の専用HPでは各販売所ごとの商品券の残数情報を随時更新して提供。各取扱い店舗からの商品券回収方法も、大量に回収する店舗について、セキュリティ向上や金融機関側の負担削減を目的に、今回初めて大型店27店舗を現金輸送車が循環回収する取り組みも試行している。

さらに商品券取扱い店舗は市商連もしくは商工会議所への加入を要件としており、商店街への加入促進にも効果を上げた。今回の取扱い加盟店募集を通じて、20～30店舗の商店街未加入店が新規に各地元商店街に加入。加えて、既存商店街会員のなかからも、これまでは商品券取扱いに未加盟だった店舗が通り沿いに連なる長蛇の列を目の当たりにして、販売スタート後に新規に取扱い加盟店として申込む例も相次いだ。商品券取扱い店舗数は一般中小店約600店、大型店・そのテナント店約600店となり、商品券事業および市商連組織の基盤強化に寄与している。

商店街振興組合設立の手引き〈3〉

図：商店街振興組合設立の流れ　※本号〈3〉の解説内容は点線囲み部分

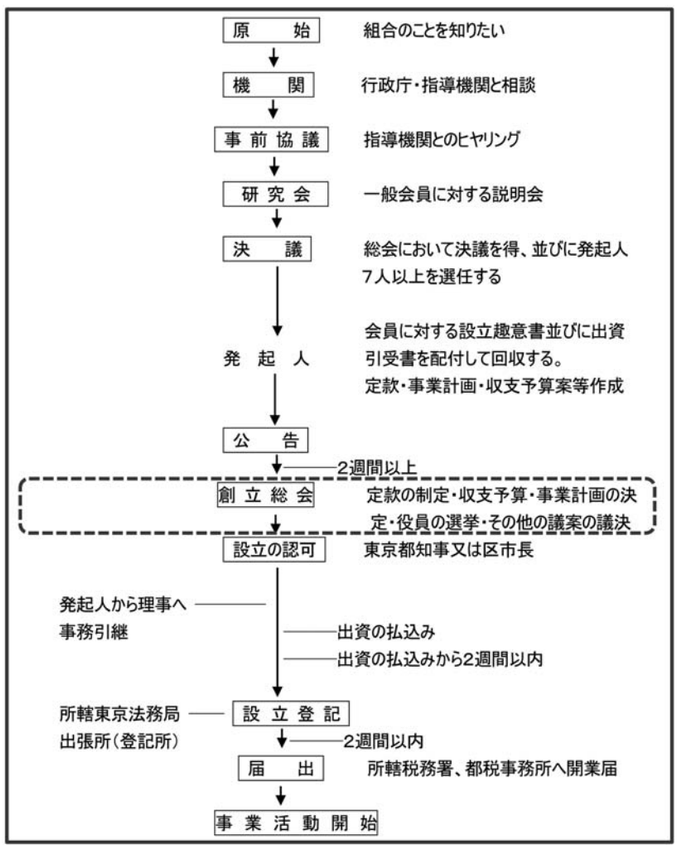

創立総会の開催（法第35条）

創立総会は設立中の商店街振興組合（又は連合会）の最高意志決定機関であり、設立同意者によって構成され、その権限は設立に関し決議を要するいっさいの事項におよぶ。

６．総会成立の確認

創立総会は、２週間前までに公告を行ったうえで、その会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者（設立同意者）の半数以上が出席しないと成立しないので、定数数に達しているかどうかを開催前に確認しなければならない。総会における議決権及び選挙権は、本来、同意者が直接行使すべきものであるが、代理議決（親族、使用人あるいは他の設立同意者を代理人として議決権を行使すること）や書面による議決権の行使も認められている。そこで、例えば、設立同意者が100名の場合、当日の本人出席者が40名で、書面議決書が３通、代理権を証する書面（委任状。ただし、特定の同意者は４人までの委任しか受けられない）が20通あれば、63名が出席したものとみなされ、開会を宣言できる。

▽　委任状

代理議決については、慣行上特定の者を代理人として依頼せず、白紙委任状を渡す場合が多い。白紙委任状は無効でなく、発起人代表などに代理人の選定を一任するという意味に解される。しかし、被委任者の書き込まれていない委任状は効力を発しないので、総会開催までに、発起人で代理する者を選定しなければならない。また、委任すべき者の氏名をあらかじめ記入する場合、前述のように、同意者１人で５人以上の代理は不可能なので、無効にならないように注意しなければならない。なお、委任状に収入印紙は不要。

７．議長の選任

総会が成立したら、まず総会の議事の進行を行う議長を選任する。議長は、出席した設立同意者のうちから選任する。必ずしも選挙によらなくてもよい。

議長は、その職務を公平に遂行しなければならないという趣旨から、議決に加われない。また、代理人をもって議決権を行使することも他の同意者の代理人となることもできない。ただし、選挙権は行使できる。

発起人が議長に就任することについては可否両論がある。ただし、発起人代表者は組合設立推進の中心者であり、創立総会では提出議案の説明や質疑応答、意見陳述などを行って広く設立への理解を求める立場にあるので、本来、中立的立場の議長の就任することは極力避けるべきであると解される。

８．議決事項

創立総会においては、次のような設立に関して必要なすべての事項を議案として審議し、決定しなければならない。

ただし、定款の「地区」と「組合員たる資格」に関する規定については修正することはできない。すなわち、その修正を認めれば、拡大する場合には参加できる設立同意者の範囲に影響をおよぼし、縮小する場合には発起人、創立総会の構成員である設立同意者の資格の喪失を招くことになるとともに、発起人が企図した組合の構想自体を根本的に変更することになるからである。なお、事業計画や収支予算などについては、修正が認められる。

◇　定款制定

定款は組合の組織、運営についての基本的な規則である。この定款を決定する。

◇　初年度及び次年度における事業計画

◇　初年度及び次年度における収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法

設立後２事業年度（設立時の事業年度は12ヵ月に満たない場合もあるので、次年度の内容も示すことになっている。）の事業内容は、予算計画、賦課金（会費）の割当方法を決定する。次年度の事業計画、収支予算については、次年度の総会で変えることができる。

◇　借入金残高の最高限度

組合として借入や立替払いをしてもらえる金額の帳簿残高の最高限度を決定する。この限度額は初年度のもので、次年度は事業内容に即して変えることができる。

◇　手数料の最高限度

売出し事業、組合施設の使用等の際、組合員の事業参加や利用に対して組合が徴収する手数料や使用料の額や割合の最高限度を決定する。事業はこの限度内で行う。この額や率は初年度だけで、次年度は事業内容に即して変えることができる。

◇　加入手数料

加入手数料は、組合設立後加入する者への加入手続き手数料。初年度の加入者から徴収する額を決定する。次年度の手数料は変えることができる。

◇　取引金融機関

組合の取引する金融機関を決定する。総会で変更するまでこの決定が継続する。

◇　組合が負担する創立費及びその償却方法

組合の設立に要する創立費（印刷代、印鑑、事務所経費）の概算額と、経費処理する期間を決定する。税法では繰延資産として５年以内で資産計上できる。

◇　発起人に対する字句の修正委任

行政庁に対する設立認可申請の書類の、印刷及び作成の際の誤字、脱字などの訂正を発起人に一任することを決定する。

◇　創立総会において選任される役員の任期

組合を設立したときに選ばれる役員は、商店街振興組合法で１年以内の任期でなければならないと定められているので、１年以内の任期満了日を「平成○年開催の通常総会の日まで」又は「平成○年○月○日まで」と決定する。

なお、定款の附則で創立時の役員の任期満了日を定めている場合は、この議案は不要。（理事は、２年以内）（監事は、４年以内）

◇　役員選挙

理事及び監事を選出する。

９．議決方法

創立総会の議事は、出席者の３分の２以上で決する。議決権及び選挙権は、設立同意者が出資しようとする口数の多い少ないにかかわらず１人１票である。また、議決権の数には、前述のように、書面議決書及び委任状出席も含める。

１０．役員の選挙

１）　無記名投票制

役員の選挙については、組合員１人１票の無記名投票を原則とする。投票を行うにあたっては、選挙管理人、選挙立会人を選ぶ。無記名投票を連記式にする場合、何人連記とするかについては、定款か規約の定めに従うか、選挙に先立って決めることができるが、例えば記名数が２名と定めたのに、３名以上が連記されていたり、同一の氏名のみ２名以上記載されている票は無効となるので、投票前に、その旨を周知徹底しておくことが必要である。

無記名投票の場合、当選人の決定については、法律に定めがないが、有効投票の多数得票者から順次当選人とし、得票数が同じときはくじで定めるのが、通常である。次点者については、当選人が就任を辞退したような場合には、繰り上げて当選人とすることができる。ただし、当選人が就任した後、辞任したときはこの方法をとることはできない。

２）　指名推選制

無記名投票の例外として、商店街振興組合法では、定款に定めがある場合、出席者全員の賛成があれば指名推選の方法によって行うことができる。この場合、議長一任として、議長指名で選出してはならない。その手順は次のとおり。

①　議長は、選考委員の選出方法を議場にはかって決定する。

②　選考委員の選出方法が決まったら（議長が選考委員を指名することが多い）、その方法にしたがって、適当な人数の選考委員を選出する。

③　議長は、選考委員に別室で、理事と監事を選出するよう告げ、その間審議中断とする。

④　選考委員は別室で理事と監事をそれぞれ定款に定められた定数だけ選出する。

（理事と監事の定数が、定款で「何人以上何人以内」と記載されている場合は、円滑な運営の観点から、それぞれの上限数を選出する。）

⑤　選考委員が議場にもどり、選考委員から（議長からでもよい）選考委員が指名推選した、理事、監事の指名を発表する。議長はこれを議場にはかり、全員の異議がない場合に、推選された者を当選人とする。

なお、２人以上の理事又は監事を選挙する場合、１人１人について、それぞれ個別に同意を求めたり、あるいは１人を無記名投票によって選挙し、他の１人を指名推選によって選挙するような区分はできない。

ただし、理事のグループと監事のグループを区別することは差しつかえない。

３）　選　任

役員の選出方法としては、規模の大きい組合や広域の連合会などで、定数の規定により、選任制度を採用してるケースもある。この場合は、出席者の過半数の議決によって、当選人が決定する。

選任による役員の選出は選挙ではなく、総会の他の議案と同様、議決権の行使にあたる。

１１．役員の就任承諾の取り付け

役員は、組合と委任の関係にあるので、例えば当選人と決定しても、それは単に組合からの委任契約締結の申込にすぎない。したがって、当選者より就任の承諾を取り付け、辞退者が出た場合には欠員を補充する措置も講じなければならない。

１２．総会の延期と続行

創立総会では、議事が長引いたり、地震・火災などの発生により進行が不可能になったりした場合、総会の延期又は続行を決議することができる。延期と続行の違いは、その決議が、その会日に予定された議事日程による審議に入る前に行われるか、審議に入った後に行われるかの点にある。いずれの場合も決議された日時がその総会の再開日となり、同一の総会なので、新たな招集手続は不要である。

１３．議事録及び就任承諾書

創立総会が終了したら、「創立総会議事録」を作成し、議長と出席した発起人が署名（記名押印）する。

また、役員に選任された者がその当選を承諾した場合は、「役員就任承諾書」を提出してもらい、それに基づいて役員名簿を作成する。作成にあたっては、次の点に留意する。

①　理事、監事の定数が定められた数であり、員外理事の定めがある場合は、その範囲内であること（員外理事、員外監事が選出された場合は、その旨を記載する）。

②　理事及び監事が組合員になろうとする法人の役員の場合には、会社名とその役名を記入すること。

③　住所は個人の住所を記入のこと。

さらに、理事会開催による代表理事（理事長）の選任に伴い、「理事会議事録」を作成し、出席理事は署名（記名押印）する。また、選出された代表理事（理事長）には、「就任承諾書」を提出してもらう。

これらの書類は、行政庁や登記所への申請の際に必要になる。書類のサイズはＡ４横書きとすること。

※詳しくは、東京都商店街振興組合連合会または所轄の区市担当部署までお問い合わせください。

都商店街グランプリ

11月12日、参加者募集中

東京都では11月12日に、「食」や「観光」を切り口に東京のお店と商店街の魅力をご紹介するフォーラムを開催します。以下概要にて、皆様のご来場をお待ちしています。

▽日時　11月12日(木)午後1時～(開場12時半)

▽会場　秋葉原コンベンションホール（JR秋葉原駅より徒歩1分）

▽定員　250名

▽入場料　無料

▽内容　①第1部「第11回東京商店街グランプリ」ノミネート発表　②第2部　講演『「下町」「酒場」にあふれる東京の魅力』（シンガーソングライター、タレントなぎら健壱氏）　③第3部「第11回東京商店街グランプリ」表彰（商店街の部＝グランプリ・準グランプリ・優秀賞、個人の部＝商店街の発展や、にぎわいの創出に尽力した個人を表彰）

▽申込方法　（公財）東京都中小企業振興公社のHP（http://www.tokyo-kosha.or.jp/）の「中小小売商業活性化フォーラム参加者募集」コーナー「入力フォーム」で受付

▽問合せ先　東京都中小企業振興公社新事業創出課☎03・5822・7237　FAX：03・5822・7238

商店街とまちづくり会社との協働

全振連近代化推進シリーズより＜1＞

＜まちづくり団体の分類＞

分類	背景	団体等の目的
街なか活性化推進型	商店街や中心市街地の衰退 中心市街地活性化法の施行	商店街や中心市街地等の活性化を進めて、まちなかの賑わいを再生する。
再開発等施設管理運営型	市街地再開発事業等の施行 一体的管理運営の必要性	再開発等により整備した施設を良好かつ適正に管理運営、機能と資産を保全する。
公共施設整備運営型	基盤施設整備の遅れ 公共施設の適正管理の必要性	基盤施設、公共施設などの効率的整備の推進及び適正な保守管理を行う。
まちづくり市民活動型	地域帰属意識の高まり 居住環境の改善の要請	住宅地等を含む地域の居住環境整備、地域資源保存等まちづくりを推進する。

1．まちづくりとまちづくり会社

（1）まちづくりとは

「まちづくり」という言葉は、平成10年頃から使われ始めたと言われています。「まちづくり」の議論を初めに展開したのは、商店街関係者ではなく、都市計画や建築の関係者であり、そこでの議論は、土地利用や都市基盤整備に力点を置いたいわばハード主体のまちづくりでした。交通体系はどうあるべきか、公園はどこに作られるべきか、道路はどうかなどなど、都市を物理的に構成する基盤施設の豊かさの構築を中心として活発な議論が行われました。

商業の視点からのまちづくり論議はやや出遅れたものの、以前からありました。（地域）商業は、地域コミュニティの担い手であり、地域文化の担い手であるという考えに立って、地域活性化の主役として商店街あるいは商業活動を位置付けて豊かで快適な地域づくりを目指そうというものです。本格的にまちづくりが商業の視点から論じられたのは、まちづくり3法の登場がきっかけとなっています。平成10年に、中心市街地活性化法・大店立地法・改正都市計画法からなるいわゆるまちづくり3法が成立しました。中心市街地は、商業はもとより、経済活動・社会活動などの機能的活動が行われる場所であり、さらに居住場所であり、文化や伝統が息づく場所でもあります。そこでは活き活きとした賑わいがあり、生活に必要な様々なサービスや情報や財が提供され、豊かで充実した生活の実現に必要なすべてが揃う場所です。

ところが、現実には地域商業は衰退の一途をたどり、高齢化社会の進展につれて居住場所の変化が発生し、行政機関等の郊外移転による中心部の空洞化、交通体系整備の遅れなど、中心地における本来あるべき姿が失われつつあります。こうした現実をあるべき地域の中心市街地像へ転換するために、まちづくり3法が制定され、とりわけ中心市街地活性化法がその中核的役割を担うこととなりました。まちづくりの重要な担い手としての商業が、まちに必要な商業以外の機能や要素を取り込みながら、多様なまちづくりの担い手たちと手を携えてまちづくりに取り組むことが求められるようになりました。

（2）まちづくり会社とは

まちづくりの担い手、つまりまちづくりに関わる人や組織とは、いったい誰なのか。まちづくりに関わる団体は、目的、活動、規模、構成員など雑多であり、多岐に亘ります。

まちづくりに関わる団体は数多くありますが、任意のグループや団体の方が多く、組織的に活動しているのは数少ないと思われます。ここでは、これらのうち、明確な目的を持ち、法人格を持ち、組織化された団体を「まちづくり会社」と呼ぶことにします。

まちづくり会社は、様々な目的を持って設立されています。公的な色彩が強く、道路、交通、広場、公共施設などの都市の基盤を整備し、管理することを目的に設立された組織である〝公共施設整備運営型〟、再開発などの特定の施設や地区を管理運営する〝再開発等施設管理運営型〟、また街の活性化を目標に、総合的に街をマネジメントする会社などがあります。まちづくり会社の設立が本格化したのは、前述の中心市街地活性化法の施行及び改正に合わせてであり、施行時にはTMO（タウンマネジメント機関）の必要性が叫ばれ、改正時には、中心市街地活性化協議会を構成するメンバーの一つとして法的に明確に位置付けられるようになりました。このようなことから、商業活性化の視点から、商店街としてより関係が深い機関は、この中心市街地の活性化に関連したタウンマネジメントを行うまちづくり会社であるといえます。ここではこの〝街なか活性化推進型〟のまちづくり会社に焦点を当てながら、その組織や活動などについて紹介することにします。